輸入証明書及び通関証明書に関する事務処理要領

輸出注意事項8第16号 8貿局第372号 平成8年9月5日 貿易局

最終改正 輸出注意事項16第14号·平成16·07·30 貿局第1号 平成16年8月12日 貿易経済協力局

通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント(以下「ワッセナー・アレンジメント」という。)が平成8年7月に発足しました。ワッセナー・アレンジメントでは、輸入証明書(Import Certificate.以下「IC」という。)及び通関証明書(Delivery Verification Certificate.以下「DV」という。)を確認することとはされていないため、今後、輸出の許可に当たっては、輸入国からのIC及びDVの提出は必要としないこととする。

ただし、輸入に当たって、輸出者が輸出国政府機関からIC及びDVを求められることがあり得るので、輸入者が輸出者から要求を受けた場合には、下記に定めるところによりIC及びDVを発給することができるものとし、平成8年9月13日から実施する。

なお、本件の実施により、「輸入証明書及び通関証明 書に関する事務処理要領」(昭和33年7月28日付け33通 局第2216号)については、廃止する。

記

1. IC発給の条件

I Cは、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。) 別表第1中欄に掲げる貨物を輸入しようとする者から 別紙様式第1による国際輸入証明書発給願の提出があ った場合には、次の条件に適合することが認められた 後、発給することができるものとする。

- (1) 当該貨物の輸入に当たって、ICを必要とする場合であって、かつ、申請者が輸入承認証、輸入割当証明書又は輸入契約書若しくはこれに準ずるものにより輸入することが確認されること。ただし、国際見本市出品物については、国際見本市事務局の発給する当該貨物が国際見本市出品物である旨の証明書をもって上記書類に代えることができる。
- (2) 国際輸入証明書発給願に次の事項が誓約されていること。

- ① 当該貨物を本邦に輸入すること及び本邦に輸入 通関しない場合は経済産業大臣の許可なくして他 の仕向地に転送しないこと。
- ② 当該貨物の一部又は全部についてその輸入が完 了した後、遅滞なく、相手国の輸出者にDVを送 付すること。
- (3) 国際輸入証明書発給願の記載事項に虚偽のないこと。

2. ICの発給事務等

- (1) I C は、別紙様式第2のイによる原本 (Original)(白色)、別紙様式第2の口による副本 (Duplicate)(浅黄色)、別紙様式第2のハによる写し(Triplicate)(淡クリーム色)及び別紙様式第2の ニによる税関確認用(ピンク色)各1通からなるものとする。
- (2) I Cの記載にはタイプライター等を用いるものと し、記載事項について訂正を要する場合には、新た に作成し直すものとする。
- (3) I C の発給に関する事務は、経済産業局、通商事 務所又は内閣府沖縄総合事務局(以下「沖縄総合事 務局」という。) において行う。
- (4) I C の発給に当たっては、原本及び税関確認用各 1 通を申請者に交付するものとする。 I C の原本は、 申請者から相手国の輸出者に送付し、税関確認用 I C は D V 発給申請用として使用するものとする。
- (5) 経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局は、I Cの発給を行った場合は、副本及び写しを保有するものとする。ただし、相手国政府機関から要求があれば、副本を別紙様式第3の送付状に添付して直接送付するものとする。また、I C発給件数(国別)月報を翌月末までに貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告するものとする。
- (6) 経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局は、 I C 発給後、当該輸入契約が取り消された場合は、 遅滞なく、申請者から I C の原本の返却を求め、そ の旨を安全保障貿易審査課に報告するものとする。
- (7) I Cの番号欄には、番号の前に I C発給経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局の略号(付表第1)及び年号(下2けた)を付し、番号の後に相手国の国コード(付表第2)を付するものとする。

例:関東経済産業局発給のスロバキア向け I C番

TKO-01-番号-246

(8) I Cの署名欄は、経済産業局産業部長(中部経済産業局にあっては地域経済部長、近畿経済産業局にあっては国際部長)、通商事務所長若しくは沖縄総合事務局経済産業部長又はあらかじめ定められたその代行者が行う。ただし、副本、写し及び税関確認用の署名欄は、ゴム・スタンプをもって署名に代えることができる。経済産業局又は通商事務所におけるI Cの署名者又は署名代行者は、別紙様式第4により氏名、署名その他必要事項を安全保障貿易審査課に届け出るものとする。I Cの署名者又は署名代行者が変更されたときも同様とする。

なお、ICの署名者及び署名代行者は、安全保障 貿易審査課に届け出た後でなければICの署名欄に 署名し又は署名に代えるゴム・スタンプを押印して はならない。

3. DVの発給等

- (1) DVは、別紙様式第5による原本(Original)及び 副本(Duplicate)各1通からなるものとする。
- (2) DVの発給に関する事務は、税関において行う。
- (3) DVの記載にはタイプライター等を用いるものと し、記載事項について訂正を要する場合には、新た に作成し直すものとする。
- (4) DVは、申請者から申請書の提出があった場合に は、次の条件に適合すると認めた場合に限り、発給 することができるものとする。
 - ① 当該貨物は、その輸入に際してICを取得した ものであること。
 - ② 当該貨物は、すでに本邦の外国貿易の管理に関する諸法令の適用を受けるようになったものであること。
 - ③ 申請書の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) DVの発給に当たっては、原本を申請者に交付するとともに、申請者から提出された I C (税関確認用)の裏面に所定の証明を行うものとする。 D V 原本は申請者から I C の送付先へ送付するものとする。

別紙様式第1(省略)

別紙様式第2のイ~二(省略)

別紙様式第3(省略)

別紙様式第4(省略)

別紙様式第5(省略)

付表第1

関東経済産業局	ТКО
近畿経済産業局	OSA
中部経済産業局	NAG
九州経済産業局	FUK
中国経済産業局	ΗΙR
四国経済産業局	STK
東北経済産業局	SEN
北海道経済産業局	SAP
東京通商事務所	ТКҮ
横浜通商事務所	YОК
神戸通商事務所	КОВ
沖縄総合事務局	ОКІ

付表第2(国コード表)

103	大韓民国
1 0 5	中華人民共和国
1 0 6	台湾
108	香港
1 1 2	シンガポール
1 1 3	マレーシア
1 2 9	マカオ
1 5 3	カザフスタン
202	ノルウェー
203	スウェーデン
2 0 4	デンマーク
2 0 5	イギリス
206	アイルランド
207	オランダ
208	ベルギー
209	ルクセンブルク
2 1 0	フランス

- 213 ドイツ
- 215 スイス
- 217 ポルトガル
- 218 スペイン
- 220 イタリア
- 222 フィンランド
- 223 ポーランド
- 224 ロシア
- 225 オーストリア
- 227 ハンガリー
- 230 ギリシャ
- 231 ルーマニア
- 232 ブルガリア
- 234 トルコ
- 238 ウクライナ
- 239 ベラルーシ
- 245 チェコ
- 246 スロバキア
- 302 カナダ
- 304 アメリカ
- 410 ブラジル
- 413 アルゼンチン
- 501 モロッコ
- 503 アルジェリア
- 524 ナイジェリア
- 533 コンゴ民主共和国
- 551 南アフリカ
- 554 ザンビア
- 601 オーストラリア
- 606 ニュージーランド